

人格難民法の影響 後藤氏 (3.73)

厚生省の再々回答に対する再々々質問

現行の原爆2法及び原始爆弾被爆者に対する援護に関する法律案は、日本国内に居住関係を有する被爆者に対して適用され、居住関係を有しない被爆者に対しては適用されないこととされているが、このような取扱いの差異が設けられている実質的な理由如何。

(質問の趣旨)

国際人権A、B両規約は法の下での平等を規定し、合理的な理由に基づかない差別を禁止しているところから、本法が合理的な理由に基づかない場合には、両規約違反の可能性が出てくるため。